

## 【第11号議案】

### 事務の委任について

これまで、大阪府立槻の木高等学校校長に、下記の事務を委任していましたが、平成30年度は、「本同窓会での収入、支出事務」に関しての委任を行わず、「同窓会会費の徴収事務」及び「徴収会費の本同窓会への入金事務」のみを委任します。

なお、事務の委任期間は平成30年4月1日から、幹事会において委任の終了の決議があるまでとします。ただし、学校長が解除を申し出た場合にはその限りにありません。

#### これまでの委任事項

- 1 同窓会会費の徴収事務
- 2 徴収会費の本同窓会への入金事務
- 3 本同窓会での収入、支出事務
- 4 その他、上記3項目に付随する事項

以上